

# 十日町市商店街設備改修支援事業補助金交付要綱

令和2年3月27日

十日町市告示第43号

(趣旨)

第1条 この告示は、商店街団体等が行う商店街設備改修を対象に交付する補助金に関し必要な事項を定めるものとし、その交付に関しては、十日町市補助金等交付規則（平成17年十日町市規則第64号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 商店街団体等 次に掲げる団体をいう。

ア 商店街振興組合又は商店街振興組合連合会

イ 商店街を単位とする事業協同組合又は協同組合連合会

ウ その他市長が適当と認める団体

(2) 商店街設備改修 商店街の振興及び消費者の利便を図るために商店街団体等が行う事業で、次に掲げる設備の改修をいう。

ア アークード

イ カラー舗装

ウ 融雪装置

エ 車止め

オ その他市長が必要かつ適当と認めるもの

(補助金の交付)

第3条 市長は、商店街設備改修を行う商店街団体等に対して、当該事業経費のうち必要かつ適当と認めた経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

2 この告示に基づき交付する補助金は、同一の商店街団体等にあつては1年度1事業とし、連続する年度においては原則3か年度までを対象とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費から国、県又はその他の団体から受ける補助金等の額を控除した額の3分の1以内とし、20万円を上限とする。この場合において、1,000円未満の額は、これを切り捨てる。

(交付の条件)

第5条 市長は、次に掲げる事項を条件として補助金を交付するものとする。

(1) 補助事業の内容及びそれに要する経費を変更しようとする場合には、市長の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。

(3) 補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする商店街団体等は、十日町市商店街設備改修支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び交付額を決定する。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、当該申請者に対して、十日町市商店街設備改修支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により通知するものとする。

(変更等の承認)

第8条 補助事業者（前条の規定により補助金の交付決定を受けた者をいう。以下同じ。）が第5条第1号又は第2号の承認を受けようとする場合は、あらかじめ十日町市商店街設備改修支援事業変更承認申請書（様式第3号）又は十日町市商店街設備改修支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の変更)

第9条 市長は、前条の規定による承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認する場合は、補助事業者に対して、十日町市商店街設備改修支援事業変更承認通知書（様式第5号）又は十日町市商店街設備改修支援事業中止（廃止）承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに十日町市商店街設備改修支援事業補助金実績報告書（様式第7号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定するものとし、補助事業者に対して、十日町市商店街設備改修支援事業補助金確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定通知後に、補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、十日町市商店街設備改修支援事業補助金請求書（様式第9号）により市長に請求するものとする。

3 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するもの

とする。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、補助金の交付決定後又は補助金の交付後において、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を補助事業者から返還させることができる。

- (1) 決定通知書の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定の通知を受けたとき。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。